

(その1)

令和 4 年 分
 (令和 年 月 日開催分)
収 支 報 告 書

令和 年 月 日受理

1. 政治団体の名称 (ふりがな) みのりかわせいけいくらぶ
みのり川政経クラブ

2. 主たる事務所の所在地 大仙市大曲田町20-32

3. 代表者の氏名 佐々木 繁治

4. 会計責任者の氏名 柳田 聰

事務担当者の氏名 佐藤 春男

(電話) 0187-63-5835



他491

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input checked="" type="checkbox"/> 無
公職の種類 _____	
資金管理団体の届出をした者の氏名 _____	

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項1号に係る国会議員関係政治団体	<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名 <u>御法川 信英</u>	
公職の種類 <u>衆議院議員 (現職)</u>	

資金管理団体の指定の期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に 関する特例の適用期間	
平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで

収 支 の 状 況

(その2)

1. 収支の総括表

	十億 百万 千 円
収 入 総 額	4,544,451
（前年からの繰越額）	1,064,435
（本年の収入額）	3,480,016
支 出 総 額	3,011,556
翌年への繰越額	1,532,895

2. 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金 額	十億 百 千 円
	0
員 数	人
	0

(2) 寄 附		
ア 寄 附（イを除く。）の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円	
	3,480,000	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ロ) 政治団体からの寄附	0	
小 計 (ア)+(イ)+(ロ)	3,480,000	
（寄附のうち寄附のあつせんによるもの）	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合 計 (ア+イ)	3,480,000	

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄付者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
齋藤 靖	十億 百万 千 円 120,000	R4. 02. 01	大仙市花館上町8-6	会社役員		
柳田 聰	120,000	R4. 01. 13	大仙市福田字大面123番地	会社役員		
宮原 竜也	120,000	R4. 02. 03	大仙市神宮寺字家後23	会社役員		
石塚 柏	120,000	R4. 04. 11	大仙市泉町8-28	会社員		
佐々木 貴憲	100,000	R4. 11. 29	大仙市刈和野字山北ノ沢21-14	会社役員		
小松 忠信	120,000	R4. 02. 10	大仙市内小友字宮林6	会社役員		
澤野 ノリ子	120,000	R4. 02. 17	仙北郡美郷町金沢東根字南外川原126	会社役員		
高橋 篤美	120,000	R4. 02. 14	大仙市長野字戸呂端18	会社役員		
鈴木 国男	120,000	R4. 12. 29	雄勝郡東成瀬村椿川字下段34-15	会社役員		
佐々木 繁治	120,000	R4. 03. 02	大仙市角間川町四上7	会社役員		
挽野 実之	120,000	R4. 06. 20	大仙市小貫高畑字中荒所60-40	会社役員		
齋藤 光夫	120,000	R4. 10. 26	湯沢市字祝田145-6	会社役員		
佐藤 雅俊	120,000	R4. 11. 01	大仙市若竹町11-21	会社役員		
佐々木 長利	120,000	R4. 02. 03	大仙市木原田字中野116-1	会社役員		
武石 忠	120,000	R4. 10. 22	湯沢市山田字川原70	会社役員		
この頁の小計	1,780,000					
その他の寄附	0					
合計						

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
古谷 武美	十億 百万 千 円 120,000	R4. 02. 02	大仙市角間川町字町頭174-7	会社役員		
石山 正雄	120,000	R4. 02. 07	にかほ市飛字下竹島潟20-1	会社役員		
佐藤 孝一	120,000	R4. 02. 28	雄勝郡羽後町床舞字後野20-14	会社役員		
小野 雅敏	120,000	R4. 11. 24	雄勝郡羽後町新町字道地92	会社役員		
和賀 幸雄	120,000	R4. 02. 02	湯沢市岩崎字岩崎110	会社役員		
高橋 克也	120,000	R4. 07. 14	湯沢市柳田字堀廻43-1	会社役員		
佐藤 正明	120,000	R4. 02. 10	湯沢市稲庭町字稲庭229	会社役員		
菅野 公二	120,000	R4. 02. 08	湯沢市寺沢字田中19	会社役員		
高橋 喜志治	120,000	R4. 10. 27	仙北市田沢湖生保内字宮ノ前12	会社役員		
鳥海 寛人	120,000	R4. 04. 25	秋田市外旭川字三千刈157-2	会社役員		
佐藤 義美	50,000	R4. 08. 10	横手市十文字町睦合字川前139-1	会社役員		
戸澤 幸亮	60,000	R4. 02. 17	仙北市角館町川原若神子61	会社役員		
佐藤 秀雄	60,000	R4. 02. 04	湯沢市皆瀬字沼田31-3	会社役員		
高橋 義明	60,000	R4. 07. 01	湯沢市田町2-6-53	会社役員		
〃	60,000	R4. 12. 26	〃	〃		
この頁の小計	1,490,000					
その他の寄附	0					
合計						

(その7①)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
吉田 利雄	十億 百万 千 円 10,000	R4. 01. 28	大仙市高梨字下沖田85	会社役員		
〃	10,000	R4. 02. 28	〃	〃		
〃	10,000	R4. 03. 28	〃	〃		
〃	10,000	R4. 04. 28	〃	〃		
〃	10,000	R4. 05. 30	〃	〃		
〃	10,000	R4. 06. 28	〃	〃		
〃	10,000	R4. 07. 28	〃	〃		
〃	10,000	R4. 08. 29	〃	〃		
〃	10,000	R4. 09. 28	〃	〃		
〃	10,000	R4. 10. 28	〃	〃		
〃	10,000	R4. 11. 28	〃	〃		
〃	10,000	R4. 12. 28	〃	〃		
高寺 一	30,000	R4. 06. 30	大仙市南外字西野76-1	会社役員		
〃	60,000	R4. 11. 15	〃	〃		
この頁の小計	210,000					
その他の寄附	0					
合計	3,480,000					

(その13)

3. 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金 額				備 考
項 目		十億	百万	千	円	
1 経常 経費	(1) 人 件 費				0	
	(2) 光 熱 水 費				0	
	(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費				4,956	
	(4) 事 務 所 費				6,600	
	小 計 (A)				11,556	
2 政 治 活 動 費	(1) 組 織 活 動 費				0	
	(2) 選 挙 関 係 費				0	
	(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (ア、イ、ウ、エの合計)				0	
	(ア) 機関紙誌の発行事業費				0	
	(イ) 宣 伝 事 業 費				0	
	(ウ) 政治資金パーティー開催事業費				0	
	(エ) そ の 他 の 事 業 費				0	
	(4) 調 査 研 究 費				0	
	(5) 寄 附 ・ 交 付 金				3,000,000	
	(6) そ の 他 の 経 費				0	
小 計 (B)				3,000,000		
合 計 (A+B)				3,011,556		

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- ① 領収書等の写し
- ② 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- ③ 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5 年 5 月 25 日

政治団体の名称 みのり川政経クラブ

会計責任者の氏名 柳田 聡



※ 代表者の氏名



※ 解散の場合のみ代表者も署名・捺印すること。

政治資金監査報告書

令和5年5月24日

みのり川政経クラブ

会長 佐々木 繁治 殿

登録政治資金監査人

高橋 茂輝

登録番号 第 3247号

研修終了年月日 平成22年3月12日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、みのり川政経クラブの令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、みのり川政経クラブの主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、領収書等が保存されていた。なお、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、明細書、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書は存在しなかった。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

みのり川政経クラブと私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以上